

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）  
分担研究報告書（令和 5 年度）

「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究」  
茨城県内の事業場における 3 管理の実施状況の調査  
—事業場の担当者への質問紙調査の途中経過—

分担研究者 大山 篤

東京医科歯科大学 非常勤講師  
(株) 神戸製鋼所東京本社健康管理センター

研究要旨

労働安全衛生規則の改正により、2022 年 10 月 1 日からは常時使用する労働者の数にかかわらず、歯やその支持組織に有害な業務があるすべての事業場は、歯科特殊健診の結果を労働基準監督署長へ報告することが義務づけられている。今後、常時使用する労働者数が 50 人未満の事業場を中心に歯科特殊健診を実施する事業場が増加することが予想され、労働者の働き方の多様化や急速な技術革新の進展などにより事業場を取り巻く環境が大きく変化していることから、事業場におけるいわゆる 3 管理（作業環境管理・作業管理・健康管理）の実態を把握し、課題と対策について分析を行うことが喫緊の課題となっている。

本研究では、茨城県歯科医師会および茨城県内の事業場の協力を得て、主に有害物質を取り扱う事業場内で実施されている作業環境管理、作業管理、健康管理の状況について、質問紙調査を実施した。その結果、職域における新たな化学物質規制に関する準備が進んでおり、13 事業場すべてが化学物質のリスクアセスメントを実施しており、作業場で全体換気や局所排気装置を全く使用していないという事業場はないという結果であった。

また、2024 年 4 月から選任が義務づけられている化学物質管理者は、9 事業場（69.2%）ですでに選任されて化学物質の管理を行っていた。「SDS の周知」は 13 事業場すべてで行われており、「GHS 絵表示」を実施していた 8 事業場のうち、6 事業場は化学物質管理者が選任されていた事業場であった。

つぎに 2024 年 4 月から労働者に保護具を使用させるときの保護具着用管理責任者も 8 事業場（61.5%）で選任されて保護具の管理を行っており、使用している保護具については、手袋（13 事業場、100%）、保護メガネ（12 事業場、92.3%）が多かった。

さらに労働安全衛生法に基づく一般健康診断は 13 事業場ではほぼすべての対象者が受診していたが、特殊健康診断は一般健康診断と対象者数が一致していると回答した事業場が多く、あらためて特殊健康診断の対象者数を確認する必要があった。歯科関連の健診の実施状況に関しては、う蝕や歯周病などの一般の歯科健診は 13 事業場すべてで実施されていなかったのに対して、労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診は 13 事業場すべてで実施されており、3 事業場が事後措置として歯科保健指導を行っていると回答していた。

## A. 研究目的

事業者は、有害な業務で政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断（以下、歯科特殊健診）を実施することが義務づけられている（労働安全衛生法第 66 条第 3 項、労働安全衛生法施行令第 22 条第 3 項、労働安全衛生規則第 48 条）<sup>1)</sup>。

労働安全衛生規則の改正により、2022 年 10 月 1 日からは常時使用する労働者の数にかかわらず、歯やその支持組織に有害な業務があるすべての事業場は、歯科特殊健診の結果を労働基準監督署長へ報告することが義務づけられている<sup>2,4)</sup>。厚生労働省 都道府県労働局、および労働基準監督署からも「事業者は、労働安全衛生法第 66 条第 3 項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければならない」ことがリーフレット等で広く周知されているところである<sup>5, 6)</sup>。

今後、常時使用する労働者数が 50 人未満の事業場を中心に歯科特殊健診を実施する事業場が増加することが予想され、また、労働者の働き方の多様化や急速な技術革新の進展などにより事業場を取り巻く環境が大きく変化していることから、事業場におけるいわゆる 3 管理（作業環境管理・作業管理・健康管理）の実態を把握し、課題と対策について分析を行うことが喫緊の課題となっている。

そこで本研究では、茨城県歯科医師会および茨城県内の事業場の協力を得て、主に有害物質を取り扱う事業場内で実施されて

いる作業環境管理、作業管理、健康管理の状況について、把握することを目的とした。

## B. 研究方法

### 1. 調査対象の事業場

茨城県歯科医師会が歯科特殊健診を実施している事業所を主体として、事前の研究協力への意向調査で、「質問紙調査の実施に協力可能」と回答があった事業場を対象に本質問紙調査を実施した。

### 2. 調査の実施方法・実施時期

質問紙を郵送し、メール又は郵送により回収を行った。実施時期は疫学調査を実施するタイミングで実施することとし、2023 年秋頃を中心に実施した。なお、本研究は本年度内に回収できた分に対して集計したものである。

### 3. 調査の内容

調査内容の概要については、以下の通りである。調査票は茨城県歯科医師会の理事・産業口腔保健統括マネージャー、日本労働衛生研究協議会の研究協力者を中心に内容を検討した。調査票は別紙 1 に示す。

- 1) 事業所の状況（従業員数（男女別））
- 2) 有害業務歯科健診の実施方法、頻度、有所見者の対応、保健指導、事後措置
- 3) 作業環境管理の状況（作業環境測定  
の状況、換気の方法）
- 4) 作業管理の状況（事業所での保護具  
等の使用状況等）
- 5) 安全衛生委員会の状況（メンバー構  
成、開催頻度）
- 6) その他

## C.研究結果

本質問紙調査の結果の概要を別紙 2 に示す。なお、本質問紙調査は現在も進行中であり、本研究報告書は 2023 年 11 月 20 日から 2024 年 3 月 6 日までの間に事業場の担当者が回答した 13 事業場の結果をとりまとめたものである。今後、さらに質問紙への回答数が増える見込みである。

### 1. 事業場の規模

質問紙調査に回答があった 13 事業場の規模を表 1 に示す。企業全体の従業員数は 28~2800 名と差があり、当該事業場の従業員数も 7~405 名とかなりの差が見られていた。また、各事業場の従業員は正社員が多く (4~279 名)、契約社員、パートタイム労働者、臨時・日雇い労働者は事業場によって人数に大きな差が見られていた。

### 2. 使用している化学物質について

使用している化学物質に関する回答を表 2 に示す。化学物質の取り扱いについては、13 事業場すべてが「使用している」と回答しており、1 事業場のみが製造も行っていた。また、取り扱っている化学物質は塩酸が最も多く (10 事業場、76.9%)、次いで硫酸 (9 事業場、69.2%)、硝酸 (7 事業場、53.8%) の順であった。その他は有機溶剤の使用が多かった。また、管理区分は第 1 管理区分という回答が最も多かった (5 事業場、38.5%)

### 3. 作業場の設備、リスク対策

作業場の設備やリスク対策に関する回答を表 3 に示す。

作業場の全体換気、局所排気装置の使用については、両方とも行っている事業場が 9 事業場 (69.2%)、いずれか片方が各 2 事業場 (15.4%)、全く使用していない事業場は見られなかった。

また、作業場のリスク対策で行っているものとして、「SDS の周知」と「作業員への安全衛生教育」はすべての事業場で行われていた (13 事業場、100%)。他には「作業場内掲示」が 9 事業場 (69.2%)、「GHS 絵表示」は 8 事業場 (61.5%) で実施されていた。緊急時用の設備として、洗目器 (8 事業場、61.5%)、緊急シャワー (5 事業場、38.5%) を設置している事業場もあった。

### 4. 管理者の選任等

管理者の選任等に関する回答を表 4 に示す。使用化学物質の管理者としては、「化学物質管理者」、「担当者」を置いているのが 9 事業場 (69.2%) と最も多く、次いで「衛生管理者」が 8 事業場 (61.5%)、「作業主任者」が 6 事業場 (46.2%) であった。

また、歯科医師による作業場の管理調査を行っているのは 7 事業場 (53.8%) であり、保護具 (着用) 管理責任者の選任は 8 事業場 (61.5%) で行われていた。

### 5. 保護具の使用状況

保護具の使用状況に関する回答を表 5 にまとめた。防毒マスクを使用している事業場は 7 事業場 (53.8%) であり、作業中に何らかの保護具を使用しているのは 13 事業場すべて (100%) であった。使用している保護具のうち、利用頻度が高かったものは手袋 (13 事業場、100%)、保護メガ

ネ（12事業場、92.3%）があげられた。

## 6. 作業場のリスクアセスメント

作業場のリスクアセスメント関連の回答を表6に示す。作業状況により、腰痛や作業着の汚れがひどい者は少数ながら報告されていた（腰痛4名：30.8%、作業着の汚れがひどい者3名：23.1%）。また、有機溶剤や鉛作業場での生物学的モニタリングについて、分布1、2、3に該当する作業者がいると報告した事業場は1事業場のみであった（7.7%）。

強酸・フッ化水素・塩素等でのヒヤリハット事例は、3事業場（23.1%）から報告があった。化学物質に関するリスクアセスメントは、すべての事業場で実施されていた（13事業場、100%）。

## 7. 歯科関連の健診の実施状況について

歯科関連の健診の実施状況に関する回答を表7に示す。労働安全衛生法に基づく有害業務による歯科健診を実施しなければならない業務がある事業場は、13事業場すべて（100.0%）であった。業務内容としては分析、めっき、洗浄作業等が該当しており、歯科特殊健診の実施頻度はいずれの事業場においても法令に基づき、適切に行われていた。また、歯科特殊健診を実施している事業場のうち、3事業場は事後措置として、対象者に歯科口腔保健指導を実施していた。

労働安全衛生法に基づく歯科健診とは別に、むし歯や歯周病に対する一般歯科健診を実施していた事業場はなかった。

## 8. 一般健康診断と特殊健康診断

### の実施について

過去1年間における一般健康診断（定期健康診断）の実施に関する回答を表8に示す。一般健康診断はすべての事業場でほぼ100%の従業員が受診していた。特殊健康診断は一般健康診断と対象者数が一致していると回答した事業場が多く、あらためて特殊健康診断の対象者数を確認する必要があった。

## 9. 健康診断の結果に基づき、所見のあった労働者に対して何らかの措置を講じたか

健康診断の結果に基づき、所見のあった労働者に対して講じた事後措置に関する回答を表9に示す（1事業場は無回答）。

最も多かったのは、「健康管理等について医師から意見を聞いた」が7事業場（58.3%）、次いで「健康の保持に努める必要がある労働者に保健指導を行った」が6事業場（50.0%）、「健康管理等について歯科医師から意見を聞いた」が3事業場（25.0%）であった。

## 10. 安全・衛生委員会の状況について

安全・衛生委員会の状況を表10に示す。委員会の設置は11事業場（84.6%）であり、設置していない事業場は従業員数が50人未満の事業場であった。また、安全衛生委員会を設置しているのが9事業場（69.2%）、安全委員会と衛生委員会を別に設置しているのが2事業場（15.4%）であった。委員会を開催している11事業場は法定通り、毎月1回開催していた。また、11事業場が委員会を開催した際の議題として最も多かったのは、「労働災害の原因及

び再発防止策」、「職場の安全衛生水準の向上、快適化推進」が10事業場（90.9%）、次いで「安全衛生教育の内容検討」が9事業場（81.8%）、「健康診断の実施」、「健康診断の結果への対応」、「メンタルヘルス対策」が8事業場（72.7%）であった。

「委員会や産業医との対話の中で、歯科医師による健康診断が課題や話題になったこと」や「委員会に有害業務歯科健診を実施した歯科医師が参画したこと」はそれぞれ1事業場から回答があった（9.1%）。

#### D.考察

##### 1. 事業場における作業環境管理・作業管理について

本研究では、茨城県内の事業場における3管理の実施状況について、質問紙調査を実施した。今年度に依頼した質問紙調査に回答があった13事業所すべてが化学物質を取り扱っており、昨年度の歯科医師会を対象とした歯科特殊健診の実施状況に関する質問紙調査の結果<sup>7)</sup>と同様、塩酸（10事業場、76.9%）や硫酸（9事業場、69.2%）、硝酸（7事業場、53.8%）が多く使用されていることがわかった。

近年では職域における新たな化学物質規制が導入され、これまで以上に事業者の主体的な化学物質管理が求められるようになっている<sup>8-11)</sup>。本質問紙調査においても、13事業場すべてが化学物質のリスクアセスメントを実施しており、作業場で全体換気や局所排気装置を全く使用していないという事業場はないという結果であった。

また、リスクアセスメント対象物を製造、取り扱い、または譲渡提供をする事業場

（業種・規模要件なし）において、2024年4月から選任が義務づけられている化学物質管理者は、9事業場（69.2%）ですでに選任されて化学物質の管理を行っていた。化学物質管理者の職務のひとつに「ラベル・SDS等の確認」があるが<sup>11)</sup>、「SDSの周知」は13事業場すべてで行われており、「GHS絵表示」を実施していた8事業場のうち、6事業場は化学物質管理者が選任されていた事業場であった。そのため、「SDSの周知」は事業場全体の取り組みとして実施され、「GHSの絵表示」は化学物質管理者主体に行われていた可能性も考えられる。

つぎに化学物質管理者を選任した事業者はリスクアセスメントの結果に基づく措置として、2024年4月から労働者に保護具を使用させるときには保護具着用管理責任者を選任することになっている<sup>12・13)</sup>が、こちらも8事業場（61.5%）で選任されて保護具の管理を行っており、新たな化学物質規制に向けての実施体制が整いつつあると考えられた。

なお、使用している保護具については、手袋（13事業場、100%）、保護メガネ（12事業場、92.3%）が多かったが、これは2024年4月からは皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性の保護具の使用」が義務化されること<sup>12・13)</sup>が影響した可能性も考えられる。特に皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル<sup>13)</sup>では、化学防護手袋の選定、使用、保守・管理に関する内容が詳述されており、他の保護具に比べて導入しやすかった可能性も考えられた。

## 2. 事業場における健康管理について

労働安全衛生法に基づく一般健康診断（定期健康診断）は、常時使用する労働者に対して1年以内ごとに1回実施されることになっているが<sup>14)</sup>、13事業場ではほぼすべての対象者が受診していた。それに対して、特殊健康診断は一般健康診断と対象者数が一致していると回答した事業場が多く、あらためて特殊健康診断の対象者数を確認する必要があった。この回答結果からは、特殊健康診断に対する事業場の対応が十分に行き届いていない可能性も否定できないと考えられる。職域における新たな化学物質規制を進める上で、特殊健康診断の実施体制も十分に考慮しておく必要があると考えられた。

また、「健康診断の結果に基づき、所見のあった労働者に対して何らかの措置を講じたか」の質問において、7事業場が「健康管理等について医師から意見を聞いた」と回答し、6事業場が「健康の保持に努める必要がある労働者に保健指導を行った」と回答していたが、ともに該当していたのは4事業場のみであった。一般健康診断の場合には医師からの意見聴取が保健指導に結びつく場合もあるが、特殊健康診断の場合には作業環境管理、作業管理の見直しが優先されるため、医師からの意見聴取が直ちに保健指導にはつながらない場合もあることに留意すべきであると考えられた。

つぎに、歯科関連の健診の実施状況に関しては、う蝕や歯周病などの一般の歯科健診は13事業場すべてで実施されていなかった。それに対して、労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診は13事業場すべてで実施されており、3事業場が事後措置として

歯科保健指導を行っているとは回答していた。

「健康診断の結果に基づき、所見のあった労働者に対して何らかの措置を講じたか」の質問においても、3事業場が「健康管理等について歯科医師から意見を聞いた」と回答していたが、歯科保健指導を行っていた事業場と一致していたのは1事業場のみであり、特に歯科特殊健診の場合、こちらでもまずは作業環境管理、作業管理の見直しが優先されるため、歯科医師からの意見聴取も直ちに歯科保健指導にはつながらない場合があることに留意すべきであろう。

## 3. 委員会の設置状況について

安全衛生委員会の設置状況については、50人以上の事業場では安全衛生委員会、もしくは安全委員会と衛生委員会が別に設置されていた。事業場によっては、50人未満でも設置しており、安全や衛生に関する意識の高さを窺い知ることができたと考える。

また、「委員会や産業医との対話の中で、歯科医師による健康診断が課題や話題になったこと」や「委員会に有害業務歯科健診を実施した歯科医師が参画したこと」は少なかったが、茨城県歯科医師会が歯科特殊健診の実施に協力していることで、安全衛生委員会のテーマとして扱わなくても課題が解決されている可能性も考えられた。

なお、本研究の限界として、本質問紙調査は茨城県歯科医師会が歯科特殊健診を実施している、または実施予定の事業場のうち、事前の研究協力への意向調査で「質問紙調査の実施に協力可能」と回答があった事業場のみを対象に調査を実施している点である。そのため、3管理（作業環境管

理・作業管理・健康管理)が行き届いている事業場を中心に質問紙調査を実施していた可能性が考えられる。また、令和2年(2020年)12月に厚生労働省から都道府県労働局に発出された「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について」<sup>15)</sup>によれば、令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科特殊健診の実施状況について自主点検を行ったところ、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち、歯科特殊健診を実施したと回答した事業場は31.5%にとどまっていたことがわかっている。そのため、歯科特殊健診を実施している、または実施予定の事業場は、職域の安全衛生に関する意識が高い可能性も考えられる。

## E. 結論

茨城県歯科医師会および茨城県内の事業場の協力を得て、主に有害物質を取り扱う事業場内で実施されている作業環境管理、作業管理、健康管理の状況について、質問紙調査を実施した。その結果、職域における新たな化学物質規制に関する準備が進んでおり、13事業場すべてが化学物質のリスクアセスメントを実施しており、作業場で全体換気や局所排気装置を全く使用していないという事業場はないという結果であった。

また、2024年4月から選任が義務づけられている化学物質管理者は、9事業場(69.2%)ですでに選任されて化学物質の管理を行っていた。「SDSの周知」は13事業場すべてで行われており、「GHS絵表示」は実施していた8事業場のうち、6事業場

で化学物質管理者が選任されていた。

つぎに2024年4月から労働者に保護具を使用させるときの保護具着用管理責任者も8事業場(61.5%)で選任されて保護具の管理を行っており、使用している保護具については、手袋(13事業場、100%)、保護メガネ(12事業場、92.3%)が多かった。

さらに労働安全衛生法に基づく一般健康診断は13事業場ではほぼすべての対象者が受診していた。特殊健康診断は一般健康診断と対象者数が一致していると回答した事業場が多く、あらためて特殊健康診断の対象者数を確認する必要があった。歯科関連の健診の実施状況に関しては、う蝕や歯周病などの一般の歯科健診は13事業場すべてで実施されていなかったのに対して、労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診は13事業場すべてで実施されており、3事業場が事後措置として歯科保健指導を行っていると回答していた。

## 謝辞

本研究に実施に際し、質問紙調査にご協力いただきました茨城県歯科医師会および事業場の関係者各位に深く御礼申し上げます。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

1) Suzuki S, Yoshino K, Takayanagi A, Onose Y, Ohyama A, Shibuya T, Satou R, Eguchi T, Kamijo H, Sugihara N. Oral Health Status of Workers in Acid Exposure Environments in Japan: A Cross-sectional Study. *The Bulletin of Tokyo Dental College*, Advance online publication: May 15, 2024. DOI <https://doi.org/10.2209/tdepublication.2023-0034>

## 2. 学会発表

1) 大山篤、澁谷智明、小林宏明、安田恵理子、加藤元、木下隆二、戒田敏之、山本英樹、上條英之，歯科医師会における「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断」の実施状況，第46回日本労働衛生研究協議会学術大会，2023年07月22-23日，東京都，日本労働衛生研究協議会雑誌，30-1:37-43，2023

## H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし

## I. 参考文献

1) 奈良県歯科医師会 産業歯科センター.  
歯科特殊健康診断のご案内.  
<https://www.nashikai.or.jp/pict/tokusyuu>

[kenshinnituite.pdf](#)

(2024年3月31日最終アクセス)

2) 厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署. 2022(令和4)年10月1日から歯科健診の結果報告がすべての事業場に義務化されます.

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/001263380.pdf>

(2024年3月31日最終アクセス)

3) 厚生労働省 愛知労働局. 歯科健康診断結果報告の改正について.

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/shika\\_kenshin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/shika_kenshin.html)

(2024年3月31日最終アクセス)

4) 厚生労働省 三重労働局. 労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断を実施しましょう.

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news\\_topics/topics/shika\\_kenshin\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/topics/shika_kenshin_00001.html)

(2024年3月31日最終アクセス)

5) 厚生労働省 長崎労働局. 労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断を実施しましょう.

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/content/contents/kensin-21012505.pdf>

(2024年3月31日最終アクセス)

6) 広島県歯科医師会. 労働安全衛生法に基づく歯科特殊健康診断をご存知ですか?

[https://hpda.or.jp/residents/news/info\\_20200205110000.html](https://hpda.or.jp/residents/news/info_20200205110000.html)

(2024年3月31日最終アクセス)

- 7) 大山 篤. 都道府県医師会および一部郡市区歯科医師会における 歯科特殊健診の実施状況に関する質問紙調査. 厚生労働科学研究補助金 (労働安全衛生総合研究事業) 分担研究報告書 (令和 4 年度) 「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究」  
[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report\\_pdf/202223015A-buntan5.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202223015A-buntan5.pdf)  
(2024 年 3 月 31 日最終アクセス)
- 8) 労働安全衛生総合研究所. ケミサポ.  
<https://cheminfo.johas.go.jp/>  
(2024 年 3 月 31 日最終アクセス)
- 9) 厚生労働省. 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 91 号 (令和 4 年 5 月 31 日公布)) 等の内容～.  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)  
(2024 年 3 月 31 日最終アクセス)
- 10) 厚生労働省. 新たな化学物質管理 ～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000884780.pdf>  
(2024 年 3 月 31 日最終アクセス)
- 11) 厚生労働省. ～リスクアセスメント対象物製造事業場向け～化学物質管理者講習テキスト 第 1 版. 2023 年 1 月.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083281.pdf>  
(2024 年 3 月 31 日最終アクセス)
- 12) 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署. 皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性の保護具の使用」が義務化されます.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216818.pdf>  
(2024 年 3 月 31 日最終アクセス)
- 13) 厚生労働省. 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル. 第 1 版. 2024 年 2 月.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216985.pdf>  
(2024 年 3 月 31 日最終アクセス)
- 14) 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署. 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう～労働者の健康確保のために～.  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkkyoku/0000103900.pdf>  
(2024 年 3 月 31 日最終アクセス)
- 15) 厚生労働省. 有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000760800.pdf> (2024 年 3 月 31 日最終アクセス)

別紙1

事業場の衛生管理の状況に関する調査

1. 事業所の状況について

調査票記入日 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_ 企業の名称 ○○○○○○○○○  
勤務されている会社の従業員数(企業全体) 約 \_\_\_\_\_ 名  
勤務場所(事業場)の従業員数 約 \_\_\_\_\_ 名  
⇒ 常用労働者 : 正社員 男性 名 女性 名  
契約社員 男性 名 女性 名  
パートタイム労働者 男性 名 女性 名  
臨時・日雇い労働者 男性 名 女性 名

記入担当者： 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_  
(メールアドレスでも可)

事業所の主な生産品または事業の内容 ○○○○○○○○○

以下の設問について、該当する場合は□に✓をお願いします。また、記載欄については、なるべく記載をお願いいたします。

2. 化学物質等について

1) 貴事業所では、化学物質を取り扱っていますか。

あてはまるものをすべて選んでください。

- 製造している (主に化学品メーカーなどで、製造・合成・混合等を行う場合)。
- 商品として譲渡・提供している (主に商社、販売代理店など)
- 使用している (一般ユーザーとして、加工、洗浄等に使用する場合)
- 取り扱っていない
- わからない

2) 作業場で使用している化学物質はどれですか。

あてはまるものをすべて選んでください。

- 塩酸     硝酸     硫酸     亜硫酸     フッ化水素     黄りん
- 弱酸類 (名称 : \_\_\_\_\_ )
- その他【例えば、有機溶剤、特化物、鉛等で特に頻度の高い化学物質】  
(名称 : \_\_\_\_\_ )

3) 該当作業場の管理区分を記載してください。  
(強酸のみの場合は、「なし」と記載してください。)  
( )

4) 上記の化学物質は、どのような作業に使用していますか。  
具体的な作業内容を簡単にお書きください(例:メッキ、排水、研究等)

- ( 1 化学物質名: \_\_\_\_\_ 作業内容: \_\_\_\_\_ )  
( 2 化学物質名: \_\_\_\_\_ 作業内容: \_\_\_\_\_ )  
( 3 化学物質名: \_\_\_\_\_ 作業内容: \_\_\_\_\_ )

※ 弱酸類、その他の化学物質について書ききれない場合は、主な化学物質を後ろの別紙にお書きください

5) 作業場で全体換気、局所排気装置を使用していますか。  
あてはまるものをひとつ選んでください。

- 使用していない  
 全体換気のみ  
 局所排気装置のみ  
 全体換気と局所排気装置の両方

6) 局所排気装置を使っている場合は、局所排気装置の種類を具体的に書いてください。  
(例:プッシュプル、ドラフト等)  
( )

7) 作業場内でのリスク対策について、行っているものを選んでください(複数回答)

- SDSの周知  
 GHS絵表示 ( )  
 作業場内掲示 ( )  
 作業者への安全衛生教育  
 その他 ( )

8) 作業場近くに設置している緊急時に対処できる整備設備についてあてはまるものを選んでください。(複数回答)

- 緊急シャワー  
 洗目器  
 その他 ( )

9) 使用化学物質の管理は、誰が行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 衛生管理者
- 化学物質管理者
- 作業主任者
- 担当者
- その他 ( )
- いない

- 1 0) 実施時期に限らず、歯科医師による作業場の簡易調査を行っていますか。
- 行っている
  - 行っていない

- 1 1) 保護具(着用)管理責任者を選任していますか。
- 選任している
  - 選任していない

- 1 2) 防毒マスクを使用していますか。使用している場合、①吸収缶の交換頻度と②フィットテストの実施についても記載してください。
- 防毒マスクを使用している
    - ①吸収缶交換の頻度は：( )
    - ②フィットテストの実施 ( 実施している 実施していない)
  - 防毒マスクを使用していない

- 1 3) 作業中、保護具を使用していますか。  
使用している場合、その保護具をすべて選んでください。
- 使用していない
  - 使用している
    - マスク：  簡易  防じん  防毒  その他 ( )
    - メガネ：  ゴーグル  保護メガネ  フェイスシールド
    - その他 ( )
    - 手袋  帽子  ヘルメット  エプロン  長靴  防護服
    - その他 ( )

- 1 4) 作業の状況により以下に該当する作業者が出たことはありますか。
- 腰痛
  - 頸肩腕症候群
  - 作業服の汚れがひどい者

1 5) 有機溶剤や鉛作業場での生物学的モニタリングについて、分布 1.2.3 の作業者は いますか。

- 該当する作業者がいる
- 該当する作業者がいない
- 生物学的モニタリングを実施している作業場はない

1 6) 強酸・フッ化水素・塩素等でのヒヤリハット事例はありますか。

- ある (化学物質名: )  
(具体的な内容: )
- ない

1 7) 貴社では、化学物質についてリスクアセスメントを実施していますか。

- 実施している
- 実施していない
  - ⇒  今後実施予定がある
  - 実施予定はない

### 3. 有害業務歯科健診について

1 9) 貴事業所で労働安全衛生法に基づく有害業務による歯科健診 (いわゆる歯科特殊健診) を実施しなければならない業務がありますか。ある場合、主な業務内容について記載してください。

- ある (主な業務内容 )
- ない

2 0) 有害な業務により歯科健診を実施している場合、事後の措置として、対象者に歯科口腔保健サービスの提供 (歯科口腔保健指導やフッ化物応用等) を行っていますか。

- 行っていない
- 行っている
  - ⇒  歯科口腔保健指導  フッ化物応用 ( )、
  - その他 ( )

2 1) 貴事業所では労働安全衛生法に基づく歯科健診 (いわゆる歯科特殊健診) とは別に、むし歯や歯周病に対する一般歯科健診を実施していますか

- 実施していない
- 実施している ( )
- その他 ( )

2 2) 一般歯科健診を実施している場合、事後の措置として、対象者に歯科口腔保健サービス



委員会を設置していない

27) 過去1年間(2022年11月1日から2023年10月31日まで)に上記の委員会を何回開催しましたか

( \_\_\_\_\_ ) 回開催した。

28) 委員会を設置していない場合、その理由があれば、記載をお願いいたします。

( \_\_\_\_\_ )

29) 委員会を開催した際の議題等の内容について、該当する項目をすべて選んでください。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 安全衛生教育の内容検討                 | <input type="checkbox"/> 労働災害の原因及び再発防止策 |
| <input type="checkbox"/> 職場の安全衛生水準の向上、快適化推進          | <input type="checkbox"/> 健康診断の実施        |
| <input type="checkbox"/> 健康診断の結果への対応                 | <input type="checkbox"/> 過重労働による健康障害の防止 |
| <input type="checkbox"/> 労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置の計画作成 |   |
| <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策                   | <input type="checkbox"/> 労働者の健康情報の取扱    |
| <input type="checkbox"/> リスクアセスメントの実施結果に基づく措置        | <input type="checkbox"/> 社内の相談体制の確保     |
| <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )               |   |

30) 委員会や産業医との対話の中で、歯科医師による健康診断が課題や話題になったことはありますか。

ある ( \_\_\_\_\_ )

ない

31) 委員会で、有害業務歯科健診を実施した歯科医師が参画したことはありますか。

ある ( \_\_\_\_\_ )

ない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

質問紙の送付先

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町2丁目9番18号

東京歯科大学歯科社会保障学 上條英之

(厚生労働科学研究費労働安全衛生研究総合研究事業 研究代表者)

TEL 03(6380)9286

E-mail : [kami-jo-hideyuki@tdc.ac.jp](mailto:kami-jo-hideyuki@tdc.ac.jp)

質問4) の化学物質について(書ききれない場合の記載欄)

- ( 4 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
( 5 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
( 6 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
( 7 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
( 8 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
( 9 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(10 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(11 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(12 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(13 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(14 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(15 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(16 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(17 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(18 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(19 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(20 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(21 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(22 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(23 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(24 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(25 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(26 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(27 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(28 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(29 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )  
(30 化学物質名 : \_\_\_\_\_ 作業内容 : \_\_\_\_\_ )

## 別紙 2

		中央値	最小値	最大値
従業員数（企業全体）		503	28	2800
勤務場所の従業員数		71	7	405
常勤労働者：正社員	男性	45	4	279
	女性	8	0	30
常勤労働者：契約社員	男性	3	0	12
	女性	0	0	15
常勤労働者：パートタイム労働者	男性	0	0	47
	女性	1	0	37
常勤労働者：臨時・日雇い労働者	男性	0	0	7
	女性	0	0	4

		事業場数	(%)
化学物質を取り扱っていますか（複数回答）			
	製造している	1	( 7.7)
	商品として譲渡・提供している	0	( 0.0)
	使用している	13	(100.0)
	取り扱っていない	0	( 0.0)
	わからない	0	( 0.0)
作業場で使用している化学物質（複数回答）			
	塩酸	10	( 76.9)
	硝酸	7	( 53.8)
	硫酸	9	( 69.2)
	亜硫酸	1	( 7.7)
	フッ化水素	4	( 30.8)
	黄りん	0	( 0.0)
	弱酸類	0	( 0.0)
	その他	11	( 84.6)
該当作業場の管理区分			
	第1管理区分	5	( 38.5)
	第1～第2管理区分	1	( 7.7)
	該当なし	4	( 30.8)
	無回答	3	( 23.1)

表3. 作業場の設備・リスク対策 (n=13)		事業場数	(%)
作業場で全体換気、局所排気装置を使用していますか			
	使用していない	0	( 0.0)
	全体換気のみ	2	( 15.4)
	局所排気装置のみ	2	( 15.4)
	全体換気と局所排気装置の両方	9	( 69.2)
作業場内でのリスク対策について行っているもの（複数回答）			
	SDSの周知	13	(100.0)
	GHS絵表示	8	( 61.5)
	作業場内掲示	9	( 69.2)
	作業場への安全衛生教育	13	(100.0)
	その他	2	( 15.4)
作業場近くに設置している緊急時に対処できる設備（複数回答）			
	緊急シャワー	5	( 38.5)
	洗目器	8	( 61.5)
	その他	6	( 46.2)

表4. 管理者の選任等 (n=13)			
使用化学物質の管理者（複数回答）			
	衛生管理者	8	( 61.5)
	化学物質管理者	9	( 69.2)
	作業主任者	6	( 46.2)
	担当者	9	( 69.2)
	その他	2	( 15.4)
	いない	0	( 0.0)
歯科医師による作業場の簡易調査			
	行っている	7	( 53.8)
保護具（着用）管理責任者の選任			
	選任している	8	( 61.5)

表5. 保護具の使用状況 (n=13)		事業場数	(%)
防毒マスクを使用しているか			
	使用している	7	( 53.8)
作業中、保護具を使用しているか			
	使用している	13	(100.0)
使用している保護具 (複数回答)			
	マスク	8	( 61.5)
	簡易	3	( 23.1)
	防じん	5	( 38.5)
	防毒	5	( 38.5)
	マスクその他	0	( 0.0)
	メガネ	10	( 76.9)
	ゴーグル	6	( 46.2)
	保護メガネ	12	( 92.3)
	フェイスシールド	5	( 38.5)
	メガネその他	0	( 0.0)
	手袋	13	(100.0)
	帽子	4	( 30.8)
	ヘルメット	6	( 46.2)
	エプロン	6	( 46.2)
	長靴	4	( 30.8)
	防護服	3	( 23.1)
	その他	1	( 7.7)

表6. 作業場のリスクアセスメント (n=13)				事業場数	(%)
作業状況により以下に該当する作業者がいたことがあるか (複数回答)					
	腰痛			4	( 30.8)
	頸肩腕症候群			0	( 0.0)
	作業服の汚れがひどい者			3	( 23.1)
有機溶剤や鉛作業場での生物学的モニタリングについて、 分布1.2.3の作業者はいるか (n=13)					
	該当する作業者がいる			1	( 7.7)
	該当する作業者がいない			6	( 46.2)
	生理学的モニタリングを実施している作業場はない			6	( 46.2)
強酸・フッ化水素・塩素等でのヒヤリハット事例はあるか					
	ある			3	( 23.1)
化学物質についてリスクアセスメントを実施していますか					
	実施している			13	(100.0)
	実施していないが今後実施予定がある			0	( 0.0)
	実施しておらず、今後も実施予定はない			0	( 0.0)

表7. 歯科関連の健診の実施状況 (n=13)				事業場数	(%)
労働安全衛生法に基づく有害業務による歯科健診を 実施しなければならない業務がありますか					
	ある			13	(100.0)
有害な業務により歯科健診を実施している場合、事後の措置として 対象者に歯科口腔保健サービスの提供を行っていますか (n=12)					
	行っている			3	( 25.0)
労働安全衛生法に基づく歯科健診とは別に、 むし歯や歯周病に対する一般歯科健診を実施していますか					
	実施していない			13	(100.0)
	実施している			0	( 0.0)
	その他			0	( 0.0)

			中央値	最小値	最大値
一般健康診断	正社員	対象者数	50	4	305
		実施人数	50	4	303
	契約社員	対象者数	3	0	25
		実施人数	3	0	25
	パートタイム労働者	対象者数	0	0	12
		実施人数	0	0	12

		事業所数	(%)
健康管理等について医師から意見を聞いた		7	( 58.3)
健康管理等について歯科医師から意見を聞いた		3	( 25.0)
地域産業保健センターの医師から意見を聞いた		0	( 0.0)
健康の保持に努める必要がある労働者に保健指導を行った		6	( 50.0)
就業場所の変更や作業転換の措置を行った		0	( 0.0)
労働時間の短縮や時間外労働の制限を行った		0	( 0.0)
作業環境管理・作業管理の見直しのため作業環境測定を行った		1	( 8.3)
作業環境管理・作業管理の見直しのため、施設または設備の整備・回収を行った		0	( 0.0)
その他の措置を講じた		0	( 0.0)
特に措置を講じなかった		0	( 0.0)
所見のあった労働者はいなかった		3	( 25.0)

表10. 安全・衛生委員会の状況		事業所数	(%)
委員会を設置していますか (n=13)			
	設置している	11	( 84.6)
委員会を開催した際の議題（複数回答） (n=11)			
	安全衛生教育の内容検討	9	( 81.8)
	労働災害の原因及び再発防止策	10	( 90.9)
	職場の安全衛生水準の向上、快適化推進	10	( 90.9)
	健康診断の実施	8	( 72.7)
	健康診断の結果への対応	8	( 72.7)
	過重労働による健康障害の防止	6	( 54.5)
	労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置の計画作成	7	( 63.6)
	メンタルヘルス対策	8	( 72.7)
	労働者の健康情報の取扱	4	( 36.4)
	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置	5	( 45.5)
	社内の相談体制の確保	5	( 45.5)
	その他	2	( 18.2)
委員会や産業医との対話の中で、歯科医師による健康診断が 課題や話題になったこと (n=11)			
	ある	1	( 9.1)
委員会に有害業務歯科健診を実施した歯科医師が参画したこと (n=11)			
	ある	1	( 9.1)